

令和6年度税制改正 法人税～交際費等の損金不算入制度の見直し及び延長について～

令和6年度税制改正が行われました。その改正内容のうち、交際費課税の概要についてお知らせいたします。

交際費等の損金不算入制度の見直し及び延長

令和6年度の税制改正により、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準の見直しが行われました。交際費等の損金不算入制度について、次の措置を講じた上、その適用期限が3年延長されます。

- 1 損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が**1人当たり1万円以下**（改正前：5,000円以下）に引き上げられます。
- 2 接待飲食費に係る損金算入の特例及び中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が3年延長されます。

法人が支出する交際費は原則、損金不算入となります。ただし、

- ① 一人当たり1万円以下の飲食費、②資本金100億円以下の法人等が支出する交際費等のうち接待飲食費の50%相当額以下の金額 ③資本金1億円以下の中小企業が支出する交際費等のうち年800万円以下の金額 は一定の要件を満たすことにより損金算入が認められています。

今回の改正は令和6年4月1日以後の支出が対象となりますが、「支出する交際費等」は交際費等の支出の事実があったものをいい、その行為が行われたときが判定基準日となります。したがって、3月の飲食代をクレジットカードで支払い、4月の引き落とし支払となるような場合には、飲食の行為があった時は3月となりますので、改正前の5,000円基準で損金不算入計算をすることになります。ご注意ください。＜適用開始時期＞この改正は、**令和6年4月1日以後に支出する飲食費について適用**されます。

～参考～

概要 交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者などに対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいいます。

交際費等の範囲から除かれるもの 次に掲げる費用は交際費等から除かれます。

- 1 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- 2 飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。）であって、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が10,000円以下である費用 なお、この規定は次の事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されます。
 - (1) 飲食等のあった年月日 (2) 飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名または名称およびその関係 (3) 飲食等に参加した者の数 (4) その飲食等に要した費用の額、飲食店等の名称および所在地（店舗がない等の理由で名称または所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名または名称、住所等） (5) その他飲食等に要した費用であることを明らかにするために必要な事項

3 その他の費用

- (1) カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与するために通常要する費用 (2) 会議に関して、茶菓、弁当その他これらに類する飲食物を供与するために通常要する費用 (3) 新聞、雑誌等の出版物または放送番組を編集するために行われる座談会その他記事の収集のために、または放送のための取材に通常要する費用

（注）上記2の費用の金額基準である10,000円の判定や交際費等の額の計算は、法人の適用している消費税等の経理処理（税抜経理方式または税込経理方式）により算定した価額により行います。

計算方法・計算式 交際費等の額は、原則として、その全額が損金不算入とされていますが、損金不算入額の計算に当たっては、下記の法人の区分に応じ、一定の措置が設けられています。

＜期末の資本金の額または出資金の額が1億円以下である等の法人＞（注）

1 平成25年3月31日以前に開始する事業年度 損金不算入額は、交際費等の額のうち、600万円（平成21年3月31日以前に終了した事業年度においては400万円となります。）にその事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額（以下「旧定額控除限度額」といいます。）に達するまでの金額の10パーセントに相当する金額と、交際費等の額が旧定額控除限度額に達するまでの金額を超える場合におけるその超える部分の金額の合計額となります。

2 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度 損金不算入額は、上記の「概要」の交際費等の額のうち、800万円にその事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額（以下「定額控除限度額」といいます。）に達するまでの金額を超える部分の金額となります。

3 平成26年4月1日以後に開始する事業年度 損金不算入額は、次のいずれかの金額となります。

(1) 交際費等の額のうち、飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員もしくは従業員またはこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。）の50パーセントに相当する金額を超える部分の金額

(2) 上記2の金額（定額控除限度額）を超える部分の金額

（注）資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人の100パーセント子法人等または通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人の資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人である場合におけるその通算法人などの損金不算入額は、上記の「期末の資本金の額または出資金の額が1億円以下である等の法人」ではなく、下記の「上記以外の法人」により計算します。

＜上記以外の法人＞

1 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度 損金不算入額は、支出する交際費等の額の全額となります。

2 平成26年4月1日以後に開始する事業年度 損金不算入額は、上記の「期末の資本金の額または出資金の額が1億円以下である等の法人」の3の(1)の金額となります。

3 令和2年4月1日以後に開始する事業年度 (1) 期末の資本金の額または出資金の額が100億円を超える法人（注）

損金不算入額は、支出する交際費等の額の全額となります。

(2) 上記(1)以外の法人 損金不算入額は、上記の「期末の資本金の額または出資金の額が1億円以下である等の法人」の3の(1)の金額となります。

（注）令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、期末の資本金の額または出資金の額が100億円を超える法人以外の法人で、通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人の適用年度終了の日における資本金の額または出資金の額が100億円を超える場合におけるその通算法人を含みます。